

保護者様

和気町立佐伯小学校
校長

出席停止について

本日、お子様が_____にかかられたと連絡をうけました。この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。この期間は欠席になりませんので治療に専念してください。

なお、感染症が治って登校するときには、医療機関で証明書をもらって、学校へ提出してください。

出席停止期間の基準

○インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
○百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
○麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
○風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
○水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
○咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等によって感染のおそれがないと認めるまで
○その他	感染症の種類や地域、学校における発生・流行の状況等を考慮のうえ判断します。

* 出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、病状は個人差がありますので、合併症がおこらないように十分休養し、医師の診断に基づいて登校するようにしてください。

また、出席停止の期間中は感染防止のため、友だちとの接触はさけてください。

証明書

_____年 児童名_____

_____月 _____日に発症していた病名_____は

治癒したので_____月 _____日から登校は可能です。

学校への指示事項 [_____]

令和 年 月 日

医療機関：

医師氏名：

印